

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号				
不利益処分の種類	指定確認検査機関の取り消し	根拠条項	法第77条の35第1項				
処 分 基 準	<p>○建築基準法に基づく処分基準 都道府県知事は、指定確認検査機関が第77条の19各号（第四号を除く）の一に至ったときは、その指定を取り消さなければならない。</p> <p>○佐賀県指定確認検査機関の処分の基準（平成22年4月1日策定）</p>						
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	目次NO	